

急な発作などの不安がある人へ 緊急通報システムをご利用ください

緊急通報システムとは、体の異常を感じた時に緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、状況に応じて、家族や協力員に連絡をしたり、救急車の出動を要請するシステムです。

受信センターでは、毎月1回、利用者へ電話をかけて健康状態を確認するほか、看護師などが24時間体制で利用者からの健康相談に応じます。なお、ペンダント型送信機を常に身につけることで、風呂や庭などでの緊急時にも通報できます。

また、一定期間動きがないなど、生活リズムに異常があった場合には、人感センサーが感知し、自動的に受信センターに通報します。

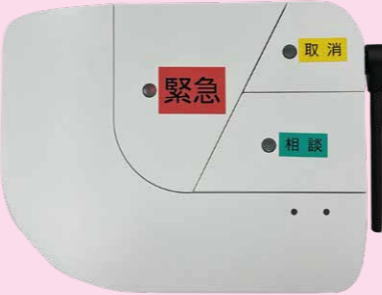
◆使用機器

緊急通報装置本体(固定電話回線用)
※自宅に固定電話回線がある人



8月から携帯電話回線を利用した緊急通報システムを導入します。

緊急通報装置本体(携帯電話回線用)
※自宅に固定電話回線がなく、携帯電話を利用している人



ペンダント型送信機と人感センサーも付いています。

ペンダント型送信機

※防水機能付き

※屋外(庭など)でも使用できます。



人感センサー

※カメラではありません。

※複数個設置します。



【対象者】

65歳以上で装置を使用でき、次に当てはまる人

○急な発作など、緊急時に不安のある一人暮らしの人

○同居者が障がいなどで緊急時に対応できない世帯の人(日中のみ1人の場合は対象外)

【料金】

1000円/月

※ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯、介護保険料の所得段階が第1〜第3段階のみで構成される世帯の人は無料です。

【申込方法】

介護高齢福祉課または各支所へ申請書を提出してください。



【問い合わせ】

介護高齢福祉課
TEL 22・9634
FAX 26・3650
E-mail: kaigo@city.iga.lg.jp



【問い合わせ】

保険年金課
TEL 22・9660
FAX 26・0151
E-mail: hoken@city.iga.lg.jp



9月1日から受給資格証が変わります 福祉医療費助成制度

障がい者、子ども、一人親家庭等に対して、医療機関で支払った医療費の一部を助成する制度です。

対象者は次のとおりです。なお、申請をしていない人や、前年度以前に所得超過などで受給していない人は、助成が受けられる場合がありますので、ご相談ください。

対象者

◆障がい者

- 次のいずれかの手帳を持っている人
- 身体障害者手帳1〜3級のいずれか
- 療育手帳AまたはB
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級
- ※本人と扶養義務者などに所得制限があります。

◆子ども

- 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども
- ※保護者に所得制限がありますが、義務教育就学前の子どもの保護者には所得制限がありません。

◆一人親家庭等

- 次のいずれかに当てはまる人
- 父子家庭または母子家庭で養育されている18歳未満児*とその父または母
- 父または母のいない18歳未満児とその養育者
- 父または母が重度の障がい(国民年金の障害等級1級程度)を持つ18歳未満児とその父または母
- *18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども
- ※本人と扶養義務者などに所得制限があります。
- 現在受給資格があり、9月以降も引き続き受給資格がある人には、8

月下旬に新しい受給資格証を送付します。加入している医療保険が変わったなど、内容に変更があった場合には市の窓口へ届出をしてください。手続き方法や所得制限など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

制度が利用できます

◆県外の医療機関を

受診したとき

医療機関が発行する領収書(氏名・医療機関名・保険点数・領収印があるもの)と福祉医療費受給資格証を持って、保険年金課または各支所で申請してください。
※後期高齢者医療保険に加入している人は除きます。

◆療養費(コルセットなど)の

療養費に対する「意見書(写)」、「領収書(写)」を、加入している保険者から届く「療養費支給決定通知書」と福祉医療費受給資格証を持って、保

◆注意ください

◆助成金の振込日を変更します

福祉医療受給資格者で、三重県の後期高齢者医療保険に加入している人の助成金の振込日を、6月診療分から変更します。これまで振込日は受診月から3カ月後の25日でしたが、受診月の4カ月後の25日となります。

